

第489回（臨時）福崎町議会会議録

令和2年5月15日（金）
午前9時30分開 会

1. 令和2年5月15日、第489回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

1. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	議案第3号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
第 6	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（福崎町介護保険条例の一部を改正する条例）
第 7	議案第29号	令和2年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
第 8	議案第30号	令和2年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について
第 9	決議案第1号	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議
第10	質疑	

第 1 1 討論・採決

追加第1 追加議案の上程、討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

第 4 議案第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

第 5 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

第 6 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町介護保険条例の一部を改正する条例）

第 7 議案第 2 9 号 令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 8 議案第 3 0 号 令和 2 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

第 9 決議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議

第 1 0 質疑

第 1 1 討論・採決

追加第1 追加議案の上程、討論・採決

1. 開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第 4 8 9 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初夏の陽気を感じるとともに、爽やかな日差しが新緑に鮮やかに映える季節を迎えました。議員の皆様におかれましては、早朝からご参集を賜り、誠にありがとうございます。

ここで、4 月 1 日付、人事異動等があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび、新しく教育長、技監、及び上下水道課長になられた方からご挨拶を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 皆さん、おはようございます。4 月 1 日付で教育長に就任しました。高橋涉でございます。本会冒頭の貴重な時間に挨拶をさせていただき、感謝とともに恐縮をしております。

教育長として、継承と発展をキーワードに考えています。人は皆、人として生まれてきた使命があります。福崎町の全ての人に、世のため、人のためになるという希望や目標、つまり志を持ってほしいという思いで、基本方針を、志の種をまく福崎の教育とし、全ての子どもに心を灯す学校教育、町民みんなの学びたいことが学べる社会教育の実現に取り組んでまいります。

元より微力ではございますが、福崎町の教育のため、全力で最善を尽くします。まだまだ未熟ですので、何とぞ皆様方より一層のご理解とご支援を賜りますよう切にお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

技監 皆さん、おはようございます。この 4 月に兵庫県庁からまいりまして、技監に着任しております野邊正彦と申します。現在、緊急事態宣言が継続しているような状況ではございますが、福崎町の活性化、あるいは住民の皆様の安全安

心の確保といったところに、今できることから全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、着任のご挨拶とさせていただきます。

上下水道課長 4月1日付で、上下水道課課長を拝命いたしました橋本です。行政運営を支える重要な職務を任され、毎日身の引き締まる思いでございます。とりわけ上下水道という分野は生活インフラとしまして、住民生活を根幹から支える重要な役目を果たしております。浅学非才な私で至らぬ点が数多くございますが、精いっぱいその職務に取り組んでまいりますので、皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。本臨時会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が出ている状況での開催となります。会議中は、発言時を含めてのマスクの着用をお願いします。

また、換気のために、傍聴席入り口のドアや一部の窓などを開けて進めさせていただきます。手指消毒液の活用、発熱やせきの症状があるなど、体調が優れないときは無理をしないなど、感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、傍聴については役場1階ロビーでのライブ中継モニターでの視聴もご利用ください。

さて、本臨時会に提案されます案件は、報告第3号、議案第27号から議案第30号まで、及び決議案第1号の報告1件、議案4件、決議案1件の計6件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、14名でございます。定足数に達しております。よって、第489回福崎町議会臨時会が、成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第489回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

5番、小林 博議員

12番、城谷英之議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日１日といたします。

日程第３ 諸報告

議長 日程第３は、諸報告であります。

３月２６日の第４８８回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

３月２７日、中播衛生施設事務組合において、組合議会が開催され、各組合議員が出席しました。その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第３０号、令和２年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）についてまでの５件について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さん、おはようございます。

第４８９回福崎町議会臨時会にご出席を賜りありがとうございます。

新緑が目にも美しい好季節となりましたが、世間は例年とは全く違った景色であります。１月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認をされましたが、誰がこのような災いが降りかかってくることを予想されたでしょうか。

４月７日に、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が、７都府県に発令され、兵庫県も緊急事態措置の実施区域となりました。その後、対象地域は全国に拡大をされておりましたが、昨日、対象地域の見直しが行われ、３９県は解除となったものの、兵庫県は引き続き対象地域とされました。

住民の皆様には、不要不急の外出自粛をお願いし、ご不便をおかけしております。また、商売や会社を営んでいる方々は、経済活動が止まっているような状況になっておりますので、大変なご苦勞をされているのではないかと思います。

医療機関や介護、保育などに従事されている皆様には、感染リスクが高い中で力を尽くしていただいていることに、感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

兵庫県も、出口戦略を検討されているところでありますけれども、一番大事なことは人の健康、命であります。ですから、感染拡大防止の対応はしっかりとしていかなければなりません。同時に大事なことは経済の再生であります。

今、経済活動がいろんな分野で止まっております。お金の流れが止まっている状況であります。このお金の流れをスムーズにすることが、今求められている大切なことのひとつだと考えております。国・県は、国民の健康を守り、併せて未曾有の経済危機に対応するための補正予算を作成いたしました。本町におきましても、町民の皆様の緊急事態に寄り添うべく、国・県の補正予算と連動し、また町単独事業として、町民の命と暮らしを守るための補正予算を提出させていただ

たところであります。

本日の臨時会には、報告１件と議案４件を提案させていただいております。

報告第３号は、議会の委任による専決処分の報告で、損害賠償の額を定め和解することについてであります。令和２年１月２５日に発生した道路管理瑕疵による物損事故の損害賠償の額を定め、和解することについて議会に報告するものであります。

議案第２７号及び議案第２８号は、地方税等の一部を改正する法律及び介護保険法施行令等の一部を改正する政令が３月末に成立・交付されたため、議会を開く時間がなく、専決処分させていただきましたが、その承認を求めるものであります。

議案第２９号、一般会計補正（第１号）と議案第３０号、水道事業会計補正予算（第１号）は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する補正予算を計上しているものでございます。

なお、詳細は担当課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご賛同していただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。

日程第４ 報告第３号 議会の委任による専決処分の報告について

議長 日程第４、報告第３号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 それでは、報告第３号について、ご説明させていただきます。

この報告第３号、議会の委任による専決処分の報告につきましては、町道での物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、令和２年３月２７日に専決処分を行ったので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、報告するものでございます。

報告第３号資料に、位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、合わせてご覧ください。

事故の発生日は、令和２年１月２５日、土曜日、２１時頃となっております。事故発生場所は、福崎町福田４０６番地先で、相手方は議案にお示しいたしておりますとおり、町内在住の方でございます。

事故概要につきましては、町道１７７号線沿いの自宅敷地内に車両を入れようとした際に、道路側溝に設置してありましたグレーチングの一部が破損したことにより、側溝に車両右側前方のタイヤがはまり、車体が損傷したものでございます。

事故によります損害賠償額は、フロントバンパーのカバー及び右フロントフェンダー部の修理費といたしまして、２５万８，８４７円となっております。

以上、報告第３号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第５ 議案第２７号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

議長 日程第５、議案第２７号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税

条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第 27 号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和元年 12 月に閣議決定された、令和 2 年度税制改正の大綱による地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づくもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分し、同年 4 月 1 日から施行するもので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の税制改正につきましては、持続的な経済成長の実現に向けた税制上の措置や、経済社会の構造変化を踏まえた公平な税制の実現などが中心となっておりますが、地方税、とりわけ市町村の税金について見てみますと、どちらかといえば改正点の少ないものとなっております。

議案第 27 号資料 1 ページ、2 ページに、主に町税に関する部分の概要をお示しておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

資料 1 ページをお開き願います。

最初に、寡婦（寡夫）控除の見直しです。左側、改正前をご覧ください。

これまでは、同じひとり親であっても、死別、離婚であれば寡婦（寡夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合には適用されず、配偶関係で婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で、控除の額が違う、所得によって適用の有無が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。

そこで、今回の改正では、ページ右側、改正後に示しますように、婚姻歴や性別に関らず、生計を同じとする子を有する単身者について、同一の 30 万円控除を適用いたします。この部分を、今後は、ひとり親控除と称することになります。また、それ以外の寡婦については、引き続き寡婦控除と称して、控除額 26 万円を適用し、扶養親族を持つ女性についても、男性と同様の 500 万円の所得制限を設けることといたしました。

ひとり親控除、寡婦控除のいずれにつきましても、住民票に事実婚であることが明記されている場合は、対象外となります。所得税における控除額につきましては、下段括弧書きの金額となります。

2 点目、所有者不明土地等に係る課税の見直しです。資料 2 ページをお願いいたします。

一番左の図は、相続登記がされている場合です。①で相続人が相続登記をすると、②登記所から税務課など課税庁に相続登記があった旨の通知が届きます。それを受けて課税庁は、③課税台帳の所有者情報を相続人に更新し、翌年度から、④相続人に対して課税することができます。

しかし、真ん中の図の相続登記がなされていない場合では、当然、登記所から課税庁に通知が届きません。登記名義人が亡くなった場合、課税庁は①戸籍等の情報を取得・調査し、その相続人全員を特定し、明らかになった相続人に対して、固定資産税の納税を承継する者を決定させ、②課税台帳の所有者情報に送付先を更新いたします。

ここでの戸籍等の情報の調査という作業が、大変大きな事務負担となっております。右側の図で示すように、死亡した登記名義人の子や孫など、全ての相続人の戸籍地から戸籍を請求して、相続関係を調査し、特定した全ての相続人について、家庭裁判所で相続放棄の申述の有無を確認します。場合によっては兄弟、姉妹やその子まで調査が及ぶこともあります。この作業を緩和するため、相続

人など現に所有する者に対し、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができるようにします。

また、調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、使用者を所有者とみなして課税することができるようにします。相続人の全員が相続放棄している固定資産に、その放棄した相続人の一人が居住しているような場合、その者に課税することができるようになります。

以上の説明のほか、法制上の文法や用語の整備など、幾つかの文言の整備も同時に行います。３ページ以降には、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第２７号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第６ 議案第２８号 専決処分の承認を求めることについて(福崎町介護保険条例の一部を改正する条例)

議長 日程第６、議案第２８号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町介護保険条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第２８号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に係る政令の一部を改正する政令が、令和２年４月１日から施行されたため、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例を、令和２年３月３１日に専決処分しましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案第２８号資料１ページをご覧ください。

内容につきましては、介護保険の第１号保険料について、給付費の５割の公費とは別枠で公費を投入し、平成３０年度から段階的に低所得者の保険料軽減を図るものです。平成３０年度は第１段階のみの軽減でしたが、令和元年度からは、消費税率引上げによる財源を手当てとして、低所得者の保険料軽減をさらに強化するもので、令和２年度の保険料基準額に乗じる各段階の割合は、中段の表、太枠で囲ってあります割合になります。

資料２ページ、試算表案をご覧ください。

一番左端の表は、平成３０年度の保険料になります。保険料段階の中段辺り、第５段階が保険料基準額となります。一番上の第１段階、平成３０年度は５０％から４５％に減額され、真ん中の表、令和元年度では３７．５％、年額保険料は２万６，０００円に、令和２年度は３０％、年額保険料は２万８００円と、令和元年度から５，２００円の減となります。

同じように第２段階は、令和元年度、軽減後５７．５％、年額保険料３万９，８００円から令和２年度、５０％、３万４，６００円で、５，２００円の減、第３段階は、令和元年度、軽減後７２．５％、年額保険料５万２００円から令和２年度、７０％、４万８，５００円で１，７００円の減となります。

第２段階の軽減幅は、第８期事業計画への影響などを考慮し、令和２年度における上限額を０．５と設定しております。資料３ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は令和２年４月１日から施行します。また、経過措置として改正後の第２条第６項から第８項までの規定は、令和２年度分の保険料から適用

し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるところといたします。

よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第29号 令和2年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議長 日程7、議案第29号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第29号について、ご説明申し上げます。

令和2年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億5,910万円を追加し、補正後の予算の総額を104億3,910万円とするものであります。

この補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもののみを計上しております。

まず、議案資料1ページをお開きください。

特別定額給付金給付事業からGIGAスクール事業（中学校費）の計8事業で、総事業費21億5,910万円で、その財源内訳をお示ししております。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、経済対策の対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるように創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を8,000万円、その他の国庫支出金を20億449万円、県補助金を640万円事業に充当し、一般財源6,821万のうち、6,820万円につきましては、財政調整基金を繰入れするものとしております。備考欄には、国・県の補助金の名称と事業への充当額を記載しております。

議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず歳出の9ページ、10ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第30号 令和2年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長 日程8、議案第30号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第30号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町民や事業者への経済対策として、補正を行うもので、第2条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出において、収入は営業収益を4,760万円減額、営業外収益で1,960万円増額し、4億1,170万円とするものです。

また、支出は営業費用を846万2,000円、営業外費用を273万8,0

００円減額し、４億５４０万円といたします。

次のページからの補正予算に関する説明書の水補１ページには、実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第３０号説明資料１ページをご覧ください。

水道料金につきましては、町内全ての水道利用者を対象に、水道基本料金の全額を７月の検針分から半年間無料にいたします。これに伴い、営業収益では給水収益を４，７６０万円減額いたします。また、営業外収益では他会計補助金を１，８８０万円増額し、一般会計からの繰入を行います。また、消費税が納税から還付となり、その還付金８０万円と合わせまして、１，９６０万円を増額いたします。

営業費用では、市町が水道料金の減免を行う場合、県営水道料金が３か月間無料となりますので、受水費８４６万２，０００円を減額いたします。また、営業外費用では、消費税を２７３万８，０００円減額いたします。

次に、２ページをお開きください。

上段には、水道料金の単価表と減免前後の実際の料金差を具体例でお示ししております。下段には免除期間の参考例をお示ししております。

①は、川東にお住まいの方の場合でございますが、検針は２か月に１回、奇数月に行っております。７月の検針分からは免除適用となりますので、７月２０日に検針された場合は、それ以前の２か月利用分の基本料金が免除されることとなります。そして、１１月２０日検針分までの６か月間の利用分が対象期間となります。その下の②は、川西にお住まいの方の場合でございます。川西地区は偶数月に検針しておりますので、期間最初の検針日は８月となります。仮に８月２０日が検針日であった場合は、①と同様それ以前の２か月利用分の基本料金が免除されることとなり、１２月２０日検針分までの６か月間の利用分が対象期間となります。

以上が、免除期間の参考例でございます。

その他、説明資料としまして、水補２ページには、予定キャッシュフロー計算書を、３ページから５ページには予定貸借対照表をお示ししております。

以上、議案第３０号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第９ 決議案第１号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議

議長 次に、日程第９、決議案第１号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議を議題といたします。

決議案第１号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議について、事務局に朗読させます。

（事務局朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに発議者に、本案に対する詳細なる説明を求めます。

山口総務文教 常任委員長 この決議案につきましては、４月２１日に開催した総務文教常任委員会において、委員から提案があったもので、委員会においてこれを諮った結果、７名の全ての委員が賛成し、本日、委員長である私を発議者、賛成者を木村副委員長ほか委員５名として、全７名の連名により提出させていただいているものがあります。

内容については、先ほど事務局朗読のあったとおりですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言は、４月７日発令、５月４日には延長が決まり、現時点で５月３１日までとなっています。そして、福崎町の小・中学校の臨時休校は、３月３日から始まり、現時点で５月３１日までの約３か月間にも及んでいます。

そのような中、小中学生の学力の維持、向上を図るために、限られた条件の中で、児童・生徒の安全安心を守ってできること、それは在宅での学習機会を持てる環境をつくることであります。そのためには、インターネット等による児童・生徒の自宅でのパソコン、タブレット等のＩＣＴ環境について、政府の方針に沿って整備することに加え、今、頑張っている児童・生徒や保護者、教育に従事している方々のために、福崎町としてできることを一刻も早く整備することが必要不可欠であると考え、この決議案を提出させていただくものであります。

以上、総務文教常任委員の総意としての説明とさせていただきます。皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 暫時休憩いたします。再開は１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

◇

議 長 それでは、会議を再開いたします。

日程第１０ 質疑

議 長 日程第１０は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第３号、議会の委任による専決処分 of 報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありませんか。

5 番 今回、この議案が出て、こういうことがあったんだなというふうに改めて認識をしたのですが、道路上の同様の関係の損害賠償が、このところ続いております。町内の状況を見ますと、今後ともこういう事例が発生する恐れがあるのではないかと心配をするのですが、日常の道路上の附帯施設等の点検、管理はどのような状態でおるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、該当のこの道路は何級町道であったのか、その点も含めてお聞かせください。

まちづくり課長 まず、町道の管理でございますが、町道の管理といたしましても、道路面、それからあと道路施設といいまして、看板とか、そういった管理もでございます。そういった道路施設等につきましては、平成２５年でございますが、国からの通達もありまして、点検を行っているところでございます。ただ、こういったグレーチング、特に主要道路ではない枝線といいますか、そういったグレーチングの管理につきましては、なかなか町の管理延長も長くございまして、全てが網羅できているわけではございませんが、役場の職員、特にまちづくり課では工事とかおりますので、そういった者が時間の合間といいますか、そういったことで管理はいたしております。あと、どうしても地元の方々からのご指摘というところに頼っているところもございます。

それから、町道の等級でございますが、この１７７号線は２級となっております。

5 番 町道の等級の関係等もありますが、日常の点検がどこまでいっていたのか、この道路の蓋が、こういう蓋掛けがしてあった危険性ということについては、日常的な管理といいますか、認識はされていなかったのか、その点も含めてお聞きをしたいわけです。こうした道路の側溝の蓋掛けということになりますと、隣接する建物とか土地等の利用とかの関係で、それぞれの民間の方々がある程度自由にといいますか、町への届けをなしに、協議をなしに設置をされておる、置かれておるという事例もあろうかと思えます。そういう場合の対応等も含めて考えておかないと、今後の損害賠償の件について、どこまで町が問われるのか、あるいはそうでないのか等のことも含めて、いろいろ考えが及ぶんですけども、思いを巡らせるんですが、そこらの点についてのお答えを求めたいと思います。

まちづくり課長 こういったグレーチングで側溝を横断いたしましてご自宅に入るような場合につきましては、各利用者といいますか、設置者におかれまして、基本は町に申請を出していただいて許可ということになっています。そういった場合におきましては、もし何か瑕疵がありましたら、その設置者になります。

ただ、この177号線につきましては、道路が縦断的に道路側溝を蓋掛けして道路幅員を確保するような状況になっておりましたので、町が管理させていただいております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

7 番 この所得制限なんですけども、所得制限金額で500万円というのは、この根拠というか、この数字の分を教えてほしいんですけど、母子手当とかも所得制限とかがあって、四百何万円とか、あとですね、高等学校の就学支援金制度を受けるための590万円未満の世帯とか、いろんな数字が出てるんですけども、何をもって500万円となっているんでしょうか。

税 務 課 長 これにつきましては、地方税法の規定によります所得の規定でございます。給与収入で678万円程度の方となります。

議 長 他に質疑はありませんか。

5 番 このコロナ問題が出てきて、国のほうでは収入の減った国保の加入者に対して、その減った割合に応じて国保税の減額ができるという、そういう通知が出されてきておるはずであります。この税条例の改訂の中にはその分が入っていないのですが、福崎町ではどのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

税 務 課 長 まず、次回の27日の臨時議会には、国民健康保険税条例の改正を提出させていただきます。そこに、今おっしゃいますコロナ対策の部分を盛り込もうとしておったんですが、規則の改正、そちらで行うこととしましたので、その対応でさせていただきたいと考えております。

5 番 国のほうでは、もう早くから出されておりますので、知る人はそういう方面から知っていて、福崎町はどうなっておるんだということになっておるので、次の臨時議会のその後ということになると、かなり対応が遅くなりますので、その面では周知方等も含めて、早い対応を求めたいというふうには思います。

税 務 課 長 おっしゃるとおりでございます。既にホームページのほうには掲載をさせていただいております。6月の町広報の分につきましても記事を掲載していきたい、合わせて6月に納税通知書を送らせていただくんですが、そちらにも同

封をできればなというふうに考えておまして、そこで周知をさらに図っていきたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町介護保険条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

4 番 資料の2ページなんですけど、特別定額給付金給付事業についてのことなんですけど、これは最速でいつ給付されるのかというところを、まずお聞かせください。

健康福祉課長 一番早い方で、オンライン申請をされている方、受付が5月7日から始めておりますので、この方の分を、今、予定では5月21日に振り込む予定ということで進めております。

4 番 聞くとところによると、そのオンライン申請をするほうが、事務的には非常に郵送で送って返してもらう分よりも、事務がちょっと大変になるというようなことを聞いたんですが、実際はもうオンライン申請をやった方が一番早く給付される形という理解でよろしいですか。

健康福祉課長 この資料にも上げておりますように、郵送での発送を5月18日に予定しておりますので、郵送の方についてはそれ以後の申請受付ということになってしまいますので、オンラインの方のほうが振り込みは、とりあえず第一弾ということでさせていただこうと考えております。

4 番 オンライン申請ということなんですけど、これはマイナンバーカードであったりとかの普及率がそこまで高くない中で、このオンライン申請自体、実際に申請された件数が、もしお答えいただけるのであれば教えていただきたいんですが、お願いします。

健康福祉課長 昨日までの件数になりますが、133件の申請がございました。

議 長 他に質疑はありませんか。

6 番 それぞれ、申請をしなければならないということではありますが、特に特別定額給付金給付事業というふうなことについては、対象の方が高齢の方であったり、いろいろ、なかなか容易にその用紙に記入して返送して、申請を行うということが難しい方もあるかとは思います。従来から当町では、こういう申請について丁寧な例というのか、見本というふうな記入の例を添付して、援助してきたということがあると思うんですけれども、それでもなお、なかなか自身ではそうした記入がしにくいという方についての支援というふうなものについては考慮されているのでしょうか。

健康福祉課長 支援といいますか、お問合せいただければ、お答えもさせていただきますし、こういうコロナの状況で、できれば郵送でお送りしていただけたら一番ありがたいんですけれども、窓口での対応もさせていただく予定としております。

6 番 報道などでは、移動が困難な高齢の方などへの対応として、役場のほうから出向いて手渡しをするというふうな例も報道されておりましたけれども、実際、移動が困難な方についての支援ということについては、いかがでしょうか。

健康福祉課長 具体的にこうするというのは、今は案としては持っておりませんけれども、

そういった方がございましたら、こちらのほうで、また方法は検討していきたいというふうには考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 2 番 11日の夜の放送ですか、それに18日から申請書の発行を行うという夜の放送があったと思うんですけども、やはり他市町と比べたら非常に遅いんじゃないかなという声をお聞きします。この5月下旬というような形で今されとんですけど、町のほうはどのような形で。どう言うんですか、システムの会社とか、そういう要望とかですよね。もっと早ようならんかとか、それはどういうように対応されたんでしょうか。

町 長 福崎町の特別定額給付金のシステム改修の件でございますけれども、私どもはこのシステムをさくらケーシーエスさんをお願いしておりまして、話をしてみますと、給付時期が、当初は6月に入ってしまうというようなことを担当からは聞いておりました。私はそういうことを聞きまして、直にさくらケーシーエスの自治体担当の取締役のほうに電話をしまして、もう皆さん心待ちにされておるといような状況の中で、さくらケーシーエスさんが携わっておられる市町村が、みな6月に入ってからやと、こんなことでは困るということを、私は申し上げました。

そうはいつでも、めちゃくちゃなことはできませんので、できるだけ頑張って、1日でも早く給付ができるように、ぜひお願いをしたいというようなことをお願いしておりまして、それが役に立ったかどうかは分かりませんが、5月中に給付ができる状態になって、よその市町並みと言っているのか分かりませんが、5月中に給付ができるようになったことは、よかったなというふうに思っているところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 3 番 この議案説明資料の7ページにあります、福崎町小規模事業者応援金制度でありますけれども、もちろんこれが第一弾ということで、その後、第二弾、第三弾と考えていただけるものと思いますが、ここで少し質問させていただくのは、対象範囲が狭いんじゃないか、また給付金が、通常これ50%を超えていた場合、国のほうから100万円、200万円、その中で10万円というのは少し小さいのではないか。もう少し本当に、今、小規模事業者の中で、明日の支払いができないという事業者もたくさんあると思います。それが10%、20%と、本当に大きなその会社にとってのものになってくると思うんですけれども、もう少し拡充していただきたいなと。

例えば、福崎町内で飲食店をされている他の市町村の方もたくさんいらっしゃいます。それが今回対象になっていない。また逆に言えば、福崎町の住民であるけれども、他市町村に行って、この範囲が狭いんじゃないかなと。例えばその範囲を決めるのが非常に難しいのであれば、私は商工会に対して。商工会推進条例もあります。であれば商工会員でという範囲にするべきであったんじゃないかと。商工会員の方々は、福崎町の商工会に対しての推進を進める会員の方々ですので、そういった部分を一度考えていただければなと思いますが、どうでしょうか。

地域振興課長 まず、この考え方でございます。20%から50%の範囲での設定につきましては、今、議員さん言われました50%以上につきましては、国の持続化給付金であり、県でありましたら、県の継続支援事業をお願いしたいという形が1点ございます。それから50%以下につきましては、今回10万円を支援するという形でございますが、この考え方につきましては、令和2年度の確定申告に

よる事業者数から算出したものでございます。町内、非常に事業者数が多くございまして、その範囲が約 930 者でございます。それに基づいてこの 20 から 50 % の範囲を想定で設定させていただきました。

その根拠となるのが、姫路市の商工会議所が 3 月の間に新型コロナウイルス感染症の調査のアンケートをとりました。その成果に基づきまして、影響のあるものというのが、50 % というような統計値がございます。その統計値に基づきまして、総定数を 500 者という形で考えておるところでございます。財政規模等からもっとたくさんの金額を出せばよかったんでしょうけども、その 500 者というような形の中で、10 万円を第一弾をお願いしたいというような考え方でございます。

今、言われました内容につきましてですが、資料 7 ページに対象者、①で法人の場合は、福崎町内に本店を有する者という形でございます。また、もう一点は、②の個人事業者、これは令和 2 年 1 月 1 日現在で、福崎町に住民登録がある者という、この 2 点に絞らせていただいた、というような考え方でございます。

1 3 番 以前、総務文教常任委員会でもお願いしたと思うんですけども、もちろん法人、このコロナに対してやっぱり福崎町の人を助ける。その人の中には法人という人もいます。会社ですね。もちろん法人格を持たない事業者の方も、ある意味私は法人として考えれば、人である。そういった人がコロナのためになくならないように、そのために私は、今はもう少し財政出動をするべきではないかという思いがありますので、またご検討いただけたらと思います。答弁は大丈夫です。

議 長 他に質疑はありませんか。

7 番 資料の 6 ページですね、プレミアム付商品券事業で、新型コロナウイルス感染症収束後になっていますが、これ町長、どれぐらいの感じの期間というか、時期を思われていますか。緊急事態宣言解除後ではないですよ。

町 長 まだ、今まさにコロナウイルスが日本の国内においても拡散している状況でございますので、私はまだ今のところは分かりません。

7 番 このプレミアム商品券なんですけども、現金 1 万円を持っておられる方は、買うことはできます。また、石野議員が言われたように、交通手段のない方とか買いに行けない方、そういう方もこれを、プレミアム商品券を買いに行くことができません。そういった方に対しての手厚い支援といえますか、そういうのはお考えでしょうか。

町 長 私は、この補正予算、全体を見て対策をとっているというふうにお考えをいただきたいと思うんです。国も県もいろんな対策をとっております。この一番最初の特別定額給付金事業におきましては、国の施策なんですけれども、町が実施主体となって 10 万円を給付するというようなことでございます。もう今まさに失業をされて困っている方につきましては、このなっ得商品券、プレミアム商品券を買うお金もないというような方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったふうに国も支援をしております。こういった支援の仕方がよかったのかなということは、いろいろと議論はあろうかと思いますが、こういった対策をするに当たりましては、商工会さんと町ともよく相談をさせていただいて、この方法が今のところよいのではないかなというようなことで、この事業をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいなというように思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 2 番 先ほど前川議員の質問でありましたように、今、500 者を答弁の中で対象

と考えていると言われたんですけども、これ商工会のほうへお聞きになったのかどうか。大体５００者、２０％から５０％というような答弁の中でね、商工会のほうはどういうように、例えば国・県のほうへの応援をお願いするとかいう業者が多いとか、その辺まで聞かれていますか。

地域振興課長 まず、現在の商工会員なんですけども、これは平成３０年度で５６１者ございます。先ほどの答弁、回答させていただいた全体数は９３０者でございますので、その差は個人の事業主、商工会に入っていない事業主も多々ございます。今回、姫路市の商工会議所が採用した数値、５０．５％を採用させていただいておるんですけども、それと合わせて、全国の商工会議所の現状の調査書、それから福崎町の商工会との意見交換などをさせていただきながら、実情に合っている数字が５００者ということの中で、今の小規模事業者応援事業を出させていただいたというような状況でございます。

1 2 番 もちろん、姫路に聞く、いろんなところに聞くということのも大事なんですけれども、今、福崎町の商工会の中で、加入されていない方が、四百何者おられるというようなことはもちろん分かるんですけども、姫路市の商工会議所は姫路市の商工会議所で、福崎町は福崎町で、一回聞いたらどうかなと思うんですけど、今、どのような状況になっているのかということを知るによって、福崎町自体が商工会に目を向けているとか、大丈夫かどうかとか、そういうことを聞く気持ちにも、受け方としてはね、そういうふうな気持ちになるんとかやうかなと思うんですけど、その辺はどう考えられますか。

町 長 実は、この補正予算に当たりまして、一般住民さんに対する生活支援をやりたい、そしてまた事業者に対する、売り上げが減って困っておられる事業者さんの支援をしたいという思いの中で、商工会との打合せも、私が入って持たせていただきました。そのときには、商工会さんが何十者ぐらいだったのでしょうか、もうＡ４ペーパーいっぱい、業者さんとの話をされて、その状況を書いていたペーパーもいただいております。もう大変困窮されている方が１５％ぐらいだったのでしょうか。売り上げが減っていると言われていた方が半分ぐらい、そしてあとの１５％は影響がありませんというような状況だったように私は記憶しております。

本当に、困っておられる事業者さんもたくさんいらっしゃるなということを、私、本当にそのときに感じたわけでございまして、そういった中で、ぜひ困っておられる事業者さんに対しまして、何とか支援をしていきたいという思いで、金額といたしましては、この１０万円が安いのか高いのかというのはあるかと思いますが、５０％以上減収された事業者さんについては国の支援がございまして、２００万円、１００万円でございます。そして兵庫県が自粛要請をして、それに従っていただいた業者さん、これも５０％以上の減収の方につきましては、１００万円、５０万円の支援があると。両方もらえるということになるかと思いますが、という状況でございます。

福崎町にいたしましては、その５０％に達しない、売り上げが５０％減に達していない業者さんについて、隙間というんでしょうか、に対して支援をしたいという思いで、この事業を取り入れたものでございます。

1 2 番 商工会からきちんとした要望書を、今、課長の答弁の中で、姫路市がこうやからというので、僕、ちょっと言わしてもらっただけで、町長がきちんと商工会から、今、こういう状況です、こうなっていますよということを町長が聞かれとんで、ちょっと安堵いたしました。

もう一つは、このプレミアム商品券なんですけども、これ八千種方面では、販

売している箇所が非常に少ない、このように思うんですけど、今、販売されている箇所、なっ得商品券ですわね、これを販売されている箇所、それで大体売り上げがどれぐらいあるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

地域振興課長 昨年度に実施されております5, 500万円のなっ得商品券を事例に挙げさせていただきたいと思います。その中で、そのときは商工会の取扱店舗が135件ありました。八千種方面でいいますと、ふれあいの店やちくさと木村製菓がございます。その売り上げ換金率につきましては、ふれあいの店やちくさは約0.7%、それから木村製菓につきましては、商品券の取扱店舗ではございますが、商品券の利用はありませんでした。また、常盤堂もあるんですが、常盤堂につきましては商工会の会員ではないということで、商品券の取扱いはできておりません。それから移動スーパーふくふくまるというのが、八千種方面に回ってくると思います。そこは、肥野ストアが運営している移動スーパーでございます。ですので、商品券につきましては利用できる店舗でありますし、商品券の販売もしておるといような状況の店舗でございます。

1 2 番 今、ふれあいの店やちくさ、0.7%っていう話やけど、金額的に幾らぐらいになるんですかね、0.7%というのは。

地域振興課長 40万円程度かと思います。

1 2 番 話を聞くんですけど、やっぱりふれあいの店やちくさになっ得商品券を購入したいということで行っても、売り切れが非常に多かったんです。そういう回答ですわね。欲しいんですけども行ったけども、最初はあって、名前を記入してお金出して購入するという形なんですけども、それが非常に、もう2日して行ったらもうなくなって、もう販売されていないというような状況でした。それで、このプレミアム商品券に関しては、やっぱり福崎町全体で商業なりを支えたり、いろんなことをせなあかんと思うんですね。だから、八千種で販売箇所が1か所というたら、それはちょっと少ないし、そりゃ交通手段、今ね、進められとるコミュニティバスで買いに行けばそこまで買いに行けるんですけども、なかなかそういうこともできないような状態、買物難民というんですか、なかなか買いに行けないというような状況なんです。

今、僕ちょっとそういう話をさせてもらおうかなと思った中で、今、課長が答弁で、ふくふくまるのことを言われたんですけども、ふくふくまる、非常に八千種地区でも人気で、高岡地区でも人気、お店のないところで非常に人気なんです。肥野ストアさんがやられとるんですけども、そういうところでプレミアム商品券を売る、そして使っていただくというような形をちょっとお願いすれば、これ今、プレミアム商品券、これ2か月で使えというような話を書いてあるんですけど、なかなか2か月で1人2万円のものを使うといたら非常に難しいと思うんですよ。

それで、前のなっ得商品券については、半年間の猶予があるから、中元、歳暮に使ったり、いろいろで買われる方が多かったと。期間が長かったからね。多かったんですけど、今回2か月、コロナ収束後2か月というように感じて書いてあると思うんですけど、その辺を含めて、ほんまに買物に苦しんでおられる方、そして今、福崎町が進めているふくふくまる、そしてコミュニティバスも含めて、ほんまに福崎町の隅々まで行くようなことやと思うんで、町長、どうかこのプレミアム商品券をふくふくまるで販売できるようにしていただきたい。そのように思うんですけど、どうでしょう。

町長 大変、よいお話を聞かせていただいたと思います。私もこの移動スーパーふくふくまるで、このなっ得商品券が使えるような状況になれば、本当にうれしい

ことだなと思います。ぜひ、この移動スーパーふくふくまるで商品券が使えることと同時に、商品券もそこで販売ができるようにさせていただきたいと思っております。

- 1 2 番 せっかく神戸新聞来てるといったんやけど、神戸新聞帰られたんで、せっかく神戸新聞来とられるんやから、そういうこともやっぱり宣伝してもらわないと、ふくふくまるで買物をしよってもなかなか、買物されとる方に分かってもらえないとかいうのもあるんでね。それとあと、この2か月でしか使えないというのもよく分かってもらった上で販売していただければ、ほんまに買物に困っておられる方々への券が、コロナ収束の後のことへつながっていくと思うので、その辺をまた町長、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

- 5 番 このプレミアム商品券の関係ですが、この資料には参考で132店舗と書いてありますが、この業種はどういう業種なのか、分類が、数字がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。先ほど八千種の話もありましたが、地域的な分類もあればお聞かせをいただきたいと思います。

地域振興課長 業種につきましては様々でございます。まずカメラの関係、要は電気関係なんかを売っている事業さん、それからペットショップなどのサロンなどの業者さん、それから衣料品店、呉服店など、それから印刷会社にも使えます。そして建設業についてもリフォームとかの関係で使えるとなっております。そしてそれから自動車整備関係ですね、車を買えばそれも使えるということでございます。先ほどありましたように、食料品店でも使えるとなっております。また、新聞の販売業者さん、精肉店さん、それから燃料や石油の小売店など、それから旅館、美容院関係など、家具屋さんについても様々な分野で使えるというようなことでございます。

- 5 番 地域的には。

地域振興課長 地区別まで分類しているものはございません。

- 5 番 この事業の目的が、地元の中小業者等への経済支援という、そういうふうな部分が主たる目的として大きいんだろうというふうに思いますので、そういう観点からお聞きをしました。

それから、このGIGAスクールですが、これはコロナの関係で一気にこれ、どこまでコロナとの直接的な関係はどうかなどと、ちょっと瞬間的に思ったのですが、いつ頃からこれを運用し、どんな形で使っていこうということで、このように一気の購入ということになったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 GIGAスクール構想について、ちょっと述べたいと思いますが、そもそも国の令和元年度予算が12月に成立いたしましたして、文部科学省のロードマップによりますと、令和2年度から令和5年度にかけて計画的に設置をするというのが始まりでありました。ところが、今年に入ってからこのコロナウイルス感染拡大を受けまして、学校も休業が続いているという中で、4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の中で、令和5年度までの児童・生徒1人1台端末の整備スケジュールを加速するということで、令和2年度中に整備を完了せよと、令和2年度中であれば国の補助金もつきますよという形が打ち出されました。

それを受けまして、このたび全児童・生徒、先生に対しての端末を予算化しておるものでございます。コロナウィルスで休業が始まって、学習環境も含めま

して、家庭のＩＣＴ環境なども調べているところでございますが、なかなか家庭における環境は様々でもあります。この端末がないことには家庭における学習も始めることができないと。これだけあれば始められるものではないんですけれども、そのまず第一歩として、この端末を児童・生徒さん全てに手にしていただくというところが、コロナウイルス第２波、第３波にも備えていくという意味で、大変重要であると考え、このたび予算化させていただいたものでございます。令和２年度中に完了する予定でございます。

５ 番 使うのはいつ頃から使うという予定ですか。

学校教育課長 令和２年度中、令和３年３月末にはタブレット端末など整備を完了いたしまして、４月の授業から使っていきたいと考えております。

５ 番 注目をしていきたいとは思いますが、どうも緊急のコロナ対策として銘打ってですね、一般財源６，８２１万円使ったという資料になっておるのですが、そのうちＧＩＧＡスクールの関係だけで５，０００万円以上が出ていって、一般財源はもう水道の分の１，８８０万円だけということになっております。国からの地方創生臨時交付金に関係につきましても、町単独といいますか、施策の、どこまで住民の、今回、コロナで苦しんでおる住民の生活支援にどれだけ役立っておるのかなという点については、ちょっと分かりづらいところがあるんですが、その点についての町長の所見をお伺いしたいと思います。

町 長 町が住民の皆さんの生活支援を、全部頑張っ見ていくんだということは、土台無理な話なんだろうというふうに思っております。やはり国の責任で見ていただくところ、県の責任で見ていただくところ、そして町といたしましては、国から県、市町村に、１兆円の地方創生臨時交付金が支給されるわけですが、それを使って独自に各市町で生活支援、あるいは事業者への支援をやってほしいという趣旨で支給されるものでございます。ですから、私どもといたしましては、国・県ができていないところをよく見て、そういったところの生活支援、あるいは事業者への支援をやっていこうという思いで、今回の補正予算を提案させていただいたところでございます。

５ 番 住民の皆さんからは、この間、福崎町はどうしてくれるんだと、マスクがない頃には、マスクを配っておる自治体があるとか、あるいは消毒液ぐらひは配布してくれないのかですとか、他市町等で様々な具体的な細かな取り組みがあり、それが新聞等で伝えられますので、福崎町はどうするんだ、どうするんだという問合せが、恐らく全議員の皆さん、住民の方々から聞かれておると思うんですね。妊産婦の方々への特別の取り組みでありますとか、子どもたちへ図書券を配ったとかですね、様々な各自治体の取り組みが報道されたりもいたしております。

そういう中で、福崎町のことがあまり報道されなかったのも、余計に町民の皆様からも町政に対する、あるいは議員も含めて、一体何してるんだという声として、ちょっと広がってきた感が、私はしております。そんな面で、この時点で、振り返って、遡って仕事をするわけにはいきませんから、今からどんなふうに、さらに対応をするのか、これで終わりなのか、終わりでないんだとか、具体的なそういう要望とか意見があれば、必要なものは取り上げていくんだというふうな、そんな構えなのか、その点をお聞かせをいただきたいと思います。

町 長 私は、これで新型コロナウイルス感染症の対策が終わるというようには思っておりません。国におきましても第二次補正予算の検討が進められるということも聞いておりますので、本町におきましても、必要があれば柔軟に対応していきたいというように思っております。

先ほど小林議員のほうから、他市町ではいろんな情報が発信されていながら、福崎町では発信されていないのではないかと、というようなお話がございました。私もその点につきましては大変反省をいたしているところでございます。私自身はやはり、議会に発表していないことを、先に住民さんに発表できるのかというところ、ちょっと若干、思いの中でありましてですね、例えば、水道料金の基本料金を減免するといったようなことも、もっともっと早い時期に腹の中では決めていたんですけれども、やはり議会での承認というんですか、議員様方に先にお伝えしない限りは、なかなか発表ができないというような思いがございまして、今日の時期になってしまいました。

住民さんにおかれましては、福崎町は何もしてくれへんな、また発表が遅いなというようなご心配をおかけしたことは、甚だ申し訳なく思っておりますので、そんな点につきましては、また議会のほうとも相談させていただきながら、こういった時点で住民に周知ができるのか、また一緒に考えさせていただければありがたいなというふうに思っております。

そして、町がマスクや消毒液を配ってくれへんなという話につきましては、ちょっと弁解になってしまっていて申し訳ないんですけれども、実はコロナが発生してすぐに福崎町はマスクを注文しました。町が正式にマスクを注文しても入らないんですよ、さっぱり。福崎町はマスクの備蓄はありました。6,000枚ほどあったんですけれども、これは自然災害用で、水害とか地震があったときに作業に出るために使う、それからまた避難所に来られた方に使う、そういった意味で置いとった分が6,000枚あったんですけれども、なかなか6,000枚では町民の皆さんに配ることできないというようなことがございました。

そんなこともありまして、実は自立（律）のまちづくり交付金事業というのをやっておるんですけれども、その自立（律）のまちづくり交付金事業自身も、なかなかこういったコロナの発生の中で、できないということを区長さんから聞いておりましたので、私は特別に、今年に限って、自立（律）のまちづくり交付金の使用用途の中にマスク、消毒液、体温計、そういった生活用品も含めて買っていただいたら結構ですということを、4月中だったと思うんですけれども、区長様方にお伝えいたしました。

そういった中で、村の中ではいろんなルートを持っておられる方がいっぱいいらっしゃるようで、マスクとか消毒液とか購入をされて、住民の皆さん方にお配りをして、対応をしていただいた村もあるやに聞いております。その点につきましてはよかったなというふうに思っております。町が配ることができなかったということについては本当に残念なんですけれども、町自身も手に入らなかったというのが実情のところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 3 番 すみません、先ほど学校教育課長のほうから、GIGAスクールの完成めどというか、実施めどが今年度末、来年度最初というふうな答弁があったんですけど、何とかもっと早くできないか。今、子どもたちが、公立小学校、中学校の子どもたちは、本当に授業が受けられない。私、地元八千種でやっと今、YouTubeのほうで少し授業っぽいことができるように、それでもまだまだ、それを受けられる、見られる環境のない児童・生徒もいるようで、それに関してはまた何らかの対応策をしていこうと、PTAのほうで話はしていますけれども、今、私立の小学校、中学校とか高校では、もうスカイプとか、いろんなツールを使って一般授業をやっています。海外を見れば、このコロナに対して普通にネットで授業が行われています。今、経済格差が子どもたちの教育

に出ているんですよね。私立の子どもたちはもう授業を受けられているけども、公立の子は受けられていない。これどんどん格差が広がっていく。何とか早くそういう対応をしていただきたい。

学校のほうの、例えば中学校でも、小学校でも、多分、スカイプとかZ o o mとか、ああいうソフトを使ったネット配信をしようとしても、容量が足りないんですよね。なかなか通信ができない状態。この間P T Aの理事会でZ o o mを使って理事会を開きました。実は学校のネットワークは使えなかったんです。モバイルw i - f i を使いました。そういう環境だし、早く環境をまず整えてもらって、そして来年じゃなしに、今できることを早く進めてもらいたいんですけど、何とかもう少し早く、またそうやって今の子どもたち、授業が受けられない子どもたちに何らかの対応策を考えられないでしょうか。

町 長 今すぐにできることをやってほしいというお話がありました。またその件につきましては後ほど学校教育課長に答えていただけたらいいかと思います。

実は、このG I G Aスクール事業というのがあるわけですがけれども、実はこれは5年事業だったわけなんですね。それで、令和2年度におきましては2年目ということで、本来であれば令和5年までかかるといった事業の予定でありました。けれども、今年このようなコロナの災難があった中で、国も県もできるだけ前倒しでやってほしいという話がございます、福崎町もできるだけ早くそういった環境を整えたいということで、この5月の臨時議会にもう上げようということで、恐らく、もっと早くこういう整備ができている町はあるのかもしれませんが、福崎町が他市町に比べても早く手を挙げて、とりあえず全員にモバイル、インターネットの環境で授業ができるような環境を整えるといった事業に取り組んでいるというふうに思っております。

これは、これが最終形じゃありません。もし、学校に来られないようになったときには家で学習ができるようにするための、今回は第一歩だというふうに思っております。この環境が整わないと家に持って帰ってすることもできませんので、とりあえず今回このようなモバイルを整備させていただいて、充電器も整備させていただいて、とりあえず学校での環境を整える。その次には家での環境を整える。もともと整っている家庭もあるでしょうし、整っていない家庭もある。経済的にできない方がある。そういった方々に対しては、どのような支援ができるのかというようなことは、今後、考えていかなければならないことだろうと私は思っております、その第一歩として、このたびこのG I G Aスクール事業というのを提案させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

学校教育課長 いわゆるI C Tを通じた学習についてということで、今、小・中学校6校におきまして、基本的にはY o u T u b eを使って録画したものを各家庭で見れるような形で、各学校の先生方で作成したものを、一般には見れない形にはなっております。パスワードで、保護者の皆様、関係者の方にだけ見ていただくような形で、もう既にかかなりの本数が、各学校のホームページからは見られるような形になっております。校長初め、各学年の担当者がそれぞれ知恵を出し合って、オリジナルなものを流すことによって、ふだん会えない先生と生徒が結びつきも深め、心のケアにもなっておるというようには思っております。

そういう環境にない家庭につきましても、今、調査しまして、そこに関しましては、今、何とも出来にくいところではあるんですけども、それを今、研究しているところでもあります。D V Dに落としてお渡しするでありますとか、

中学生に関しましては、学校にパソコンルームがありますので、そこに来ていただければ同じ内容のものを見ていただけるように学校のほうでも配慮しております。当然、3密には気をつけて、安全に気をつけてということも留意をしながらやっておるところでございます。

今後は、同時双方向で家庭で見られるというのが次のステップになってくるかと思えますけれども、なかなか小学校1年生から全部が家でZ o o mとか、そもそもそこに入って来れるのかという問題もありますので、そこらの課題も解決をしながら、いろいろ課題は見えてはおるんですけれども、それについて、今、並行して研究もしておるところでございます。現在は録画配信で家庭とのつながりを持ち、やっておるところでございます。

1 3 番 今、課長の答弁にあったように、確かに今、Y o u T u b e で、一生懸命先生方も、今までしたことのない授業方式で、自分も見たら数学の授業を一生懸命していただいている。だからそれを見て子どもたちが、学校や、先生やという、今まで本当にずっと休みで、今日何曜日っていうような状態がずっと続いている中で、やっぱり学校の黒板を見ることで、子どもたちが小学校を思い出してくれる。そういうのがあったのはすごくよかったと。また、そういった対応をしていただいている先生方には非常に感謝はするんですけども、もっと早くそれをしてほしかったなというのが正直な感想と。

もう一つが今言ったG I G Aスクール構想を進めることで、私は今回、一つこれができたらと思うのが、相互通信でリモート授業が受けられるようになったら、今、福崎町に非常に多い不登校の子どもたちが、これで授業が受けられるんじゃないかと。そういった先も見ながら、今のそういった授業をどんどん進めていただきたいと思うし、やはり子どもたちにかかるお金は、やっぱりどんどんもっとかけていただきたい。また、その辺も先ほど、町長はこれはよそよりも早く福崎はやっているというふうに自負していただいていますけど、より一層の努力方をお願いしたいと思えます。

教 育 長 ありがたい言葉だと受け止めております。相互通信で授業ができるというのは最終目標にはしております。ただ、前川議員も言われたように、今まで学校の現場の先生にとって、今までしたことのないようなことを、今、やっておるわけです。まだまだ不安な先生もいますし、ということで、この4月からプロジェクトチームを組みました。それで月1回、担当者に集まっていただいて、そこでこういう方法でやっていこうと、やっていけるといような情報交換をして、それを各校に広めていくというような取り組みを行っているところです。先生方の不安を解消するのも教育長の役目だと思って取り組んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 3 長 他に質疑はございませんか。

3 番 G I G Aスクールの関係で、もう情報もお持ちではないかなと思うのですが、と申しますのは、タブレット等々になるのですが、今、こういったタブレット等は世界各国で部材を調達して、そして日本で組み立てるのか、あるいは海外で組み立てられた物を調達するのか、いろいろなパターンがあるのかと思うのですが、そういった中で、サプライチェーンが今、崩壊しているところが多々あると思えます。ですので、必要な部材が一つでも入らなければ、それはタブレットとしては機能しないということになってくる。そういった環境の中で、国のほうから今年、令和2年度にこの動きを、数年間の分を加速してやっていきなさいということになりますと、全国が一斉にこういった動きを、各自治体がとられる、兵庫県のほうに依頼をして、県が動いてくれるにいたしましても、

町長のお話にもございましたマスクと同様に、注文しても入らないんだという、そういったところも出てくるのではないかな。

また、幾ら欲しくても、そういったどうしようもない環境に、またこのコロナの対策なりも全国的に続いてくる環境の中で、今、3月末までに導入して4月から使いたいというところでは、非常にそうしてほしいのですが、実際の思いと現実は違うところが多々あるかと思いますので、そういった間に合わない場合とか、そういった情報について、どういうふうに情報をお持ちなのか。またその情報を今後どういうふうにして共有化して、今後のICTの一步でも早い進展に結びつけられようとしているのか、その辺をお尋ねいたします。

学校教育課長 三輪議員がおっしゃるとおり、全国的に発注が重なるのと同時に、コロナの関係のそのサプライチェーンがどうしても悪影響を及ぼすという見込みはもっております。特にタブレットに関しましては、兵庫県の共同調達ということで、一旦兵庫県のほうに大量のタブレットをお願いし、安価に購入したいとは考えております。

基本的にその端末につきましては、グーグルとかマイクロソフト、アップル、その3社のほうでの供給といいますか生産になってきます。文部科学省のほうで、もう国とそのメーカーさんとのやりとりをかなり進められおるようで、その中で1台4万5,000円というような値段も出てきておるようなところがあります。

そういうことで、一つの町でどうすることもなかなかできないんですけれども、この件に関しましては、GIGAスクール構想ということで、文部科学省が前面に立って、その物の調達に向けての努力もしていただけるものと考えておりますので、その辺りはもう国との情報をいただきながら、正しく早く情報を掴んで、町の取り組みを決めていきたいと考えております。

3 番 国からのマスクの配布もですね、やっぱり東京なり大阪のほうから配られていくというところで、どうしても地方は、順番という順位づけをされていく環境にあってしまうと思うんですね。その中で、どうしても地方の子どもたちがそういった環境に巻き込まれて、やっぱり大都市優先というところにならないように、兵庫県にはなろうかと思うのですが、そういった配慮も十分求めているようお願いしたいと思います。

学校教育課長 特定警戒の都道府県は、兵庫県はまだ継続しておりますし、東京も含めて非常に在宅が続いておるとするのは、文科省も当然、理解もされておると思いますので、その中では特に優先的にしていただけるように、お願いもしていきたいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 2 番 このGIGAスクール構想の4万5,000円、県の共同調達による事業ということで、なおかつこれ町負担金が6,480万円ということなんですけど、これ県が仮に買えば、県の補助も、町負担で6,400万円というよりも、もっと県からも補助があるんじゃないんですか。県はどのようなことを言うんでしょう。国庫補助だけで、県は何も、ノータッチなんじゃないですか。その辺は知っておられるんですか。

学校教育課長 補助メニューとしましては、国が台数における3分の2を補助しますと、1台当たりは4万5,000円で、この県の共同調達につきましては、国の補助金対象となる3分の2と、町が単独で用意しなければならない3分の1を合わせて、共同調達のほうに上げていくという形になります。予算面では特に県からというのはないんですけれども、この共同調達によってアシストをするという

スタンスになっておるような形であります。

- 1 2 番 県のそういう、県が全体で取り組むという、県が調達するということは、やっぱり県も何らかの形で、僕は入っていくと思うんやね。だから県がそうしたお金の中で、今度、町の負担分というのは、僕はこれは減っていくんじゃないかなとは思うんやけどね。そりゃ分からへんのですけど、町単でこれだけ町長がやりますよというのは非常にありがたいことなんですけども、もっとこれからいろんなコロナ対策で、いろんなことで補助等々もあるんでね、その辺も、使わへんかった分は使わへんかった分で、やっぱりきちっと町民を保護してあげてくださいというんか、その辺をお願いしておきたいと思います。

町 長 この補助事業は、文部科学省の補助事業でやっております。本来であれば福崎町が発注をして、この事業を完結するのでありますが、なかなか小さい町が申し込んでも、先ほどお話がありましたように、調達がしにくいというようなことが起こる可能性がありますので、兵庫県については、全市町の分を兵庫県が間に立って調達はしてやるけれども、やりとりはもう国とやってくださいよというような格好となっておりますので、県は共同調達という面で協力をしていただいているというところでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、決議案第1号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議について、発議者に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時といたします。



休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分



日程11 討論・採決

議 長 会議を再開いたします。

日程第11は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第27号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)から、議案第30号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)についてまで、及び、決議案第1号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議の5件について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 27 号から議案第 30 号まで、及び決議案第 1 号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第 27 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 27 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 27 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 28 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町介護保険条例の一部を改正する条例）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 28 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町介護保険条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 28 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 29 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 29 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 29 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(「議長」と手が上がる)

議 長 12 番、城谷議員。
1 2 番 ただいま、可決されました議案第 29 号に対し、決議をつける動議を提出をいたします。

議 長 暫時休憩いたします。



休憩 午後 1 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 5 分



追加日程第 1 追加議案の上程、討論・採決

議長 会議を再開いたします。
この際お諮りいたします。
先ほど、議案第 29 号に対し、城谷議員ほか 7 名から動議が提出されました。
この動議は、発議者と 1 人以上の賛成者からの提出でありますので、会議規則第 16 条の規定により成立いたしました。
提出のあった動議を、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、この動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
それでは、動議について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに発議者に説明を求めます。
城谷議員 附帯決議の内容については事務局朗読のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は我が福崎町においても深刻であります。
先ほど、一般会計補正予算(第 1 号)が成立したわけであり、これらの施策について速やかに実行していただくことは重要なことであります。しかしながら、福崎町民の声を聞く中で、100 年に一度の危機であり、今、町民の皆さんを守るときであります。皆さんからお預かりしている財政調整基金等を使ってでも、町民の安心・安全、そして生活を守って、乗り越えていかなければ福崎町の未来につながっていかないと痛感いたしております。さらなる財政出動と施策立案を強く求める次第であります。
議員各位におかれましては、附帯決議の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 発議者の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。議案第 29 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算(第 1 号)に対する決議について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、動議に対する質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。
議案第 29 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算(第 1 号)に対する決議の動議について討論を行います。
討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 29 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算(第 1 号)に対する決議について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第２９号、令和２年度福崎町一般会計補正予算（第１号）に対する決議は可決されました。
次に、議案第３０号、令和２年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第３０号、令和２年度福崎町水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３０号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、決議案第１号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議について、討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
決議案第１号、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う福崎町における小中学生の学力の維持、向上の対策を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、決議案第１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、第４８９回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。
よって、本臨時会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、第４８９回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は早朝よりご参集を賜り、本臨時会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。
最後に町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 第４８９回福崎町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。
本臨時会におきましては、専決処分の承認２件、一般会計補正予算及び水道事業会計補正予算２件の計４件を可決いただきまして、誠にありがとうございました。とりわけ、補正予算の２件につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としてのものです。今まさに、この困難に困窮しておられる方が

多くいらっしゃいますので、スムーズにスピード感をもって執行には当たってほしい、このように思っております。

また、提案いたしました補正予算につきましては、いろいろな意見が出た中で、最終的には附帯決議がなされました。私はこの附帯決議を重く受け止めております。議会と一緒に、今後、どのような取り組みが必要なのか、検討を進めてまいります。

今、世界のあちこちでロックダウンを解除して、経済活動を再開する動きが現れています。また、一方、そういった国々では再び感染者が広まっているといった状況も見受けられています。我が国におきましても、緊急事態宣言が解除という事態が出てきておりますが、今後は新型コロナウイルスと共存しながら、社会経済活動を通常に戻していくという難しいかじ取りが求められてくるというように感じているところでございます。完全な終息にはまだまだ時間がかかると思います。引き続き、住民の皆様の声に耳を傾けて町政を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

5月27日にも臨時議会を予定しております。農繁期でもあり、大変お忙しい時期ではございますが、お元気でご出席をしていただきますように、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

議

長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした

閉会 午後 1時20分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 7 月

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 小 林 博

福崎町議会議員 城 谷 英 之